苓北町水防計画書

熊本県天草郡苓北町

令和７年５月

苓北町水防計画書　目次

第１章　総則　1
- 第１節　計画の目的
- 第２節　用語の定義
- 第３節　水防の責任等
- 第４節　津波における留意事項
- 第５節　安全配慮

第２章　水防組織等　4
- 第１節　水防本部等
- 第２節　水防訓練

第３章　重要水防区域等　6

第４章　気象予警報・観測・通信連絡　7
- 第１節　気象予警報
- 第２節　雨量・水位及び潮位の観測及び通報
- 第３節　水防情報等の連絡系統

第５章　洪水予報・水位到達情報・水防警報　9
- 第１節　水位周知河川における洪水予報
- 第２節　水防警報

第６章　水防活動　11

第７章　水防報告　13

第８章　費用負担及び公用負担　14

第９章　水防資材の備蓄配備　15

第 10 章　水防標識及び信号　16
- 第１節　水防標識
- 第２節　水防信号

第１章 総 則

第１節 計画の目的

この計画は水防法（昭和２４年法律第１９３号、以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、苓北町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

１．水防管理団体
　水防の責任を有する市町村をいう（法第２条第２項）。

２．指定水防管理団体
　水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう（法第４条）。

３．水防管理者
　水防管理団体である市町村の長をいう（法第２条第３項）。

４．消防機関
　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第９条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう（法第２条第４項）。

５．消防機関の長
　消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）

６．水防団
　法第６条に規定する水防団をいう。

７．洪水予報河川
　国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第１０条第２項、法第１１条第１項、気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１４条の２第２項及び第３項）。

８．水防警報
　国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水、高潮又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第２条第８項、法第１６条)。

９．水位周知河川
　国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上従来又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知および周知を行う（法第１３条）。

10．水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、または氾濫発生情報のことをいう。

11．水防団待機水位（通報水位）

水防のため、氾濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位をいう（法第１２条第１項に規定される通報水位）。

12．氾濫注意水位（警戒水位）

河川の水位が相当に上がり、警戒にあたることを必要とする水位をいう（法第１２条第２項に規定される警戒水位）。

13．避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民へ氾濫に関する注意喚起を促す情報発信の目安となる水位。

14.氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第１３条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

15．洪水特別警戒水位

法第１３条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

16．重要水防箇所（重要水防区域）

河川の氾濫又は高潮により、特に重大な災害が予想され、厳重な水防が必要であると認められる箇所（区域）をいう

17．洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、国又は県が指定した区域をいう（法第１４条）。

18.浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第１５条の６）。

第３節 水防の責任等

苓北町及び苓北町の居住者等は、次のとおり水防上の責任を果たさなければならない。

１．町の責任

水防管理団体たる町はその地域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。

主な事務は次のとおり。

(1)平常時における河川等の巡視（法第９条）

(2)水位の通報（法第１２条第１項）

(3)洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難のための措置（法第１５条）

(4)水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第１７条）

(5)警戒区域の設定（法第２１条）

(6)警察官の援助の要求（法第２２条）

(7)他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第２３条）
(8)堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第２５条、法第２６条）
(9)公用負担（法第２８条）
(10)避難のための立ち退き指示（法第２９条）
(11)避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第１５条の３）
(12)浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第１５条の６、法第１５条の７、法第１５条の８）
(13)予想される水災の危険の周知（法第１５条の１１）
(14)緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第１９条第２項）

２．居住者等の義務

居住者等は水防管理者、消防機関の長より要請があった場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない（法第２４条）。

また、町が配布している洪水等ハザードマップを参考に、避難所、避難路等の確認を行わなければならない。

第４節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第５節 安全配慮

洪水、内水、高潮又は津波等のいずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

１．当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
２．危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
３．作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
４．作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
５．その他、地域の実状に応じた安全確保に配慮すること。

第２章 水防組織等

第１節 水防本部等

町は、熊本地方気象台及び県から水防に関する気象予警報等の通知を受け、洪水、内水、高潮又は津波のおそれがあると判断した時から、その洪水、内水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、苓北町役場内に水防本部を設置する。

なお、水防本部を設置する場合は苓北町災害対策本部内に設置するものとし、災害対策の一元的推進を図るため災害対策本部長においてその運営を統制する。

１．苓北町水防本部

苓北町役場内に水防本部をおき、その組織は次のとおりとする。

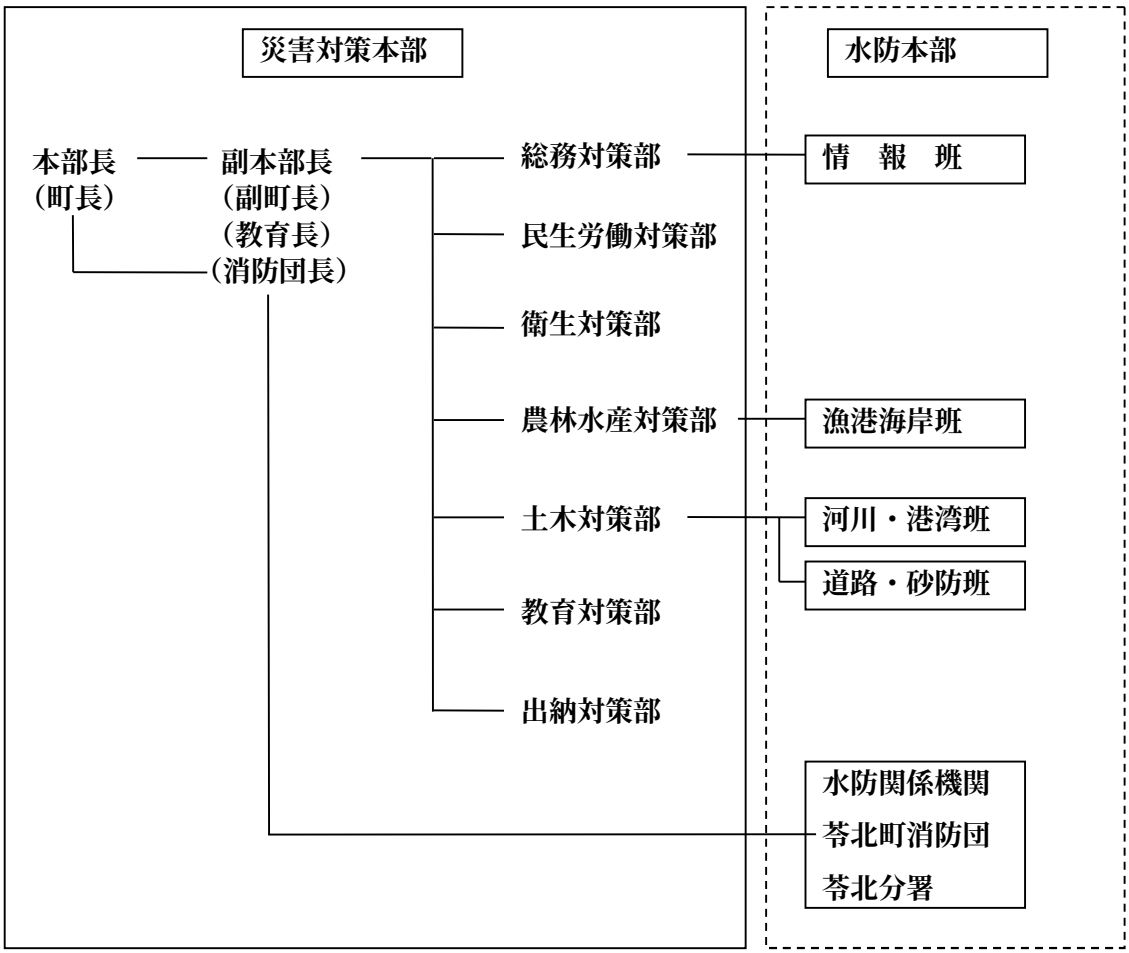

２．水防関係機関等

苓北町消防団及び苓北分署は、町における水防対策の統合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡を行うとともに、積極的に協力するもとする。

第２節 水防訓練

水防法第３２条の２による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとし、訓練内容は通信・連絡、出動・警戒、水防工法作業、水門等の操作、避難等につい

て行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとし、併せて地域住民の水防意識の高揚に資するよう考慮するものとする。

第３章 重要水防区域等

洪水時に危険が予想され、重点的に巡視・点検をする必要がある箇所を重要水防区域として指定し、堤防等の状況により重要度を設定している。

町内水防区域のうち、重要水防区間及び重要水防箇所については以下の河川６か所、海岸４か所となっている。重要水域における水防については、県や関係団体と予め協議しておくものとする。

また、天草水防区減災対策協議会の対象河川である志岐川、松原川、上津深江川については、その取組方針に掲げられている河川管理施設の整備について、抜本的な対策が早期に講じられるよう県との協議、要望を継続していくこととする。

重要水防箇所一覧表　河川の部（Ａランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
志岐川	志岐川	苓北町志岐	右岸　1,590 左岸　1,520	堤防高不足	土のう積工

重要水防箇所一覧表　河川の部（Ｂランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
松原川	松原川	苓北町坂瀬川	右岸　600 左岸　400	堤防高不足	土のう積工
上津深江川	上津深江川	苓北町上津深江	右岸　610 左岸　830	堤防高不足	土のう積工
都呂々川	都呂々川	苓北町都呂々	右岸　320 左岸　100	堤防高不足	土のう積工

重要水防箇所一覧表　河川の部（Ｃランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
志岐川	志岐川	苓北町志岐	右岸　970 左岸　700	堤防高不足	土のう積工
小路川	小路川	苓北町坂瀬川	右岸　380 左岸　920	堤防高不足	土のう積工
三会川	三会川	苓北町志岐･富岡	右岸　400 左岸　400	堤防高不足	土のう積工

重要水防区間一覧表　海岸の部（Ｃランク）

海岸名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
小松海岸	苓北町都呂々	１００	越波	土のう積工
唐人岩海岸	苓北町坂瀬川	１００	越波	土のう積工
釜海岸	苓北町志岐	１００	越波	土のう積工

重要水防区間一覧表　海岸の部（Ｃランク）　（県農政部所管）

海岸名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
富岡北海岸	苓北町富岡	４００	越波	土のう積工

ダム・水門・堰の部

海岸名	河川名・位置	操　作	所管土木部	管理者
志岐ダム	志岐川・苓北町志岐	操作規定による	天草広域本部	町土地改良区

第４章 気象予警報・観測・通信連絡

第１節 気象予警報

１．気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

第２節 雨量・水位及び潮位の観測及び通報

雨量・水位等の観測局は次のとおりであり、観測した雨量・水位等の情報は県のホームページにより公開される。

種別／所属	所　在　地　※（）は観測局名	機　器　類
苓北町役場	志岐６６０番地	雨量計、風向風速計
熊本県	〃	震度計
	富岡字江理３７８番３（富岡漁港）	風向、風速、潮位、雨量計
	坂瀬川字黒染１８７２－３（大岳） 志岐字犬戻３８５５－１（苓北） 富岡字丸山２２０８（富岡） 都呂々字下方針６０００番地４（天竺）	雨量計
	坂瀬川字宮原（松原川） 上津深江字川向（上津深江川） 志岐字茶摘田（志岐川）	水位計
苓北分署	志岐１２３１番地	気圧計

第３節 水防情報等の連絡系統

水防における通信連絡は無線・有線通信網により行うものとし、連絡にあたっては、確実を期すため着信確認を行うものとする。また、その系統図は次のとおりとする。

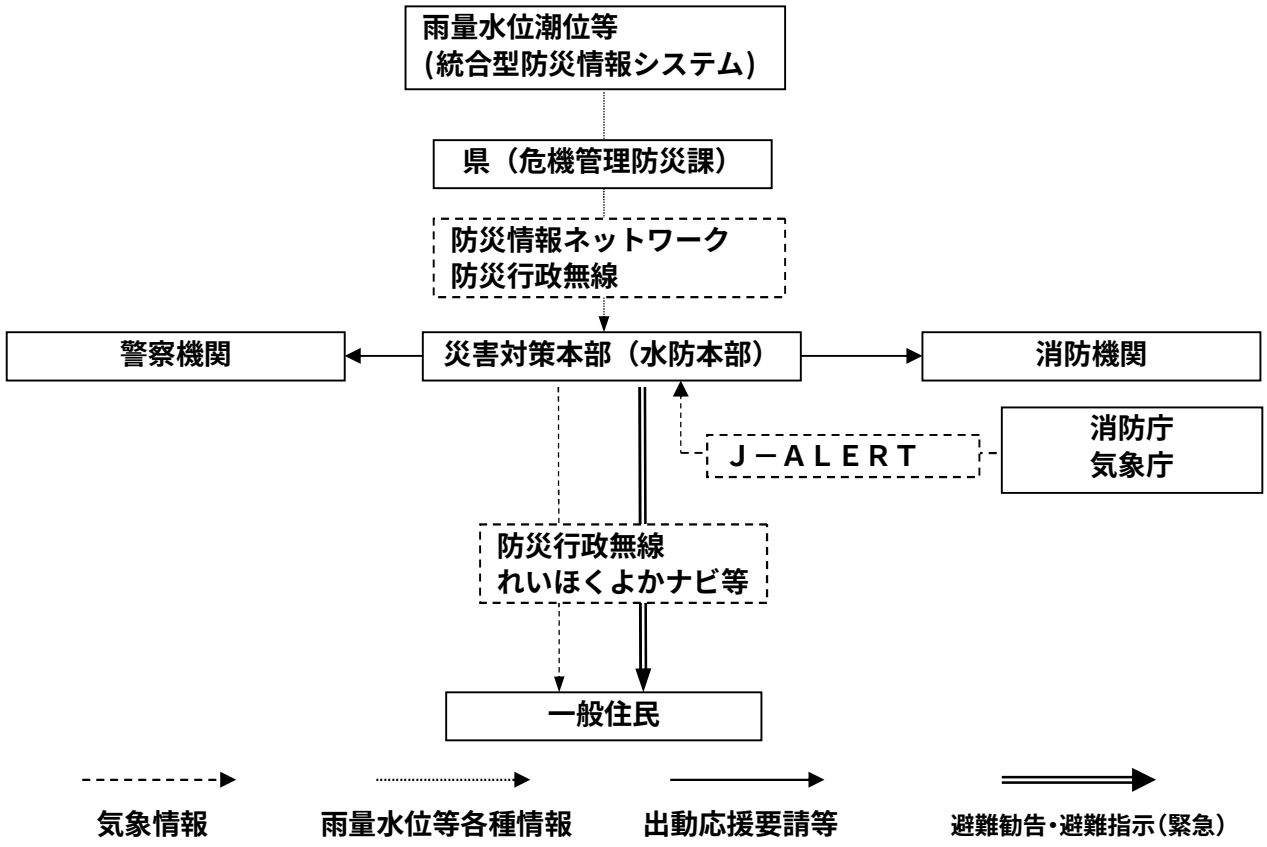

第５章 洪水予報・水位到達情報・水防警報

第１節 水位周知河川における洪水予報

知事が行う水位到達情報等

水防管理団体は、熊本県知事が指定した水位周知河川について、水位到達情報の通知を受けたときは、必要に応じて直ちに関係水防機関等へ通知するとともに、一般住民に周知するものとする。

なお、通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。

種類	発表基準
氾濫注意情報 （警戒レベル２相当情報[洪水]）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル２相当水位）に到達したとき
氾濫警戒情報 （警戒レベル３相当情報[洪水]）	基準地点の水位が避難判断水位（警戒レベル３相当水位）に到達したとき
氾濫危険情報 （警戒レベル４相当情報[洪水]）	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル４相当水位）に到達したとき
氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報[洪水]）	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

第２節 水防警報

知事が行う水防警報

水防管理団体は、法第１６条に基づき知事が指定した河川について、水防警報をしたときは、必要に応じて直ちに関係水防機関等へ通知、関係住民に連絡するとともに、関係水防機関を待機させ、又は、必要に応じて、出動、その他の措置をとらせるものとする。

なお、水防警報の種類、内容及び発表基準については、次のとおり。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき

警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者等においては避難の開始）をさせる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき
厳重警戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

種類	内容	発表基準
待機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとらわれず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。	
準備		
出動		
警戒		
厳重警戒		
解除		

第６章 水防活動

水防管理団体は、状況に応じて、以下により水防活動を行う。なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分配慮したうえで適切に行わせるものとする。

１．水防活動の順序

(1)第１段階：待機

気象警報等を受けた場合又は氾濫注意水位（警戒水位）に達すると思われる場合は、土木管理課に堤防の警戒等にあたらせる。

(2)第２段階：準備

雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認める場合、又は氾濫注意水位（警戒水位）を突破すると予想される場合は、土木管理課及び管轄の消防団を招集し、水防資機材を整備し出動準備を整える。

(3)第３段階：出動

氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、なお水位の上昇があり、かつ気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、警戒の必要が予想される場合は、土木管理課及び管轄の消防団で水防活動をおこなう。

(4)第４段階：警戒

洪水警報等により、避難判断水位に達し、なお水位の上昇があり、氾濫危険水位に達するおそれがあるときは、避難準備（高齢者等においては避難の開始）を住民に周知する。

(5)第５段階：厳重警戒

洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、なお水位の上昇があり、氾濫するおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を行う。

(6)第６段階：解除

氾濫注意水位（警戒水位）が下がり再度上昇のおそれが無くなったとき水防活動の終了を通知する。

２．水防管理者の連絡事項

水防管理者は次の場合、天草水防区本部（天草広域本部）に報告する。

(1)消防団が出動したとき
(2)堤防などに異常を発見したとき
(3)水防作業を開始したとき
(4)水防困難に陥るおそれがあるとき
(5)堤防が決壊したとき
(6)防御の効果があったとき
(7)水防活動を終了し警戒を解除したとき

３．非常処理

水防管理者は堤防が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、消防団（全団員）及び付近住民の応援を求めるなど、第３段階の水防に必要な処置を講じ、被害を最

小限度にとどめなければならない。
　また、危険が著しく切迫し、立ち退きを必要と認めたときは、立ち退き先及びその経路等を示して立ち退きを指示しなければならない。
　なお、水防に従事する者の安全に十分配慮したうえで行うものとする。

４．その他
　水防活動を終了し、氾濫注意水位（警戒水位）以下に水位が減少し、天草水防区本部と連絡のうえ水防警戒の必要が無くなったときは、水防管理者は水防解除を行い、一般に周知する。

第７章 水防報告

水防管理者は、水防活動を終結したときは、速やかに次の事項を取りまとめ第１号様式により天草水防区本部長に報告しなければならない。

(1)天候の状況
(2)出水の状況
(3)消防機関に属する者の出動時刻及び人員
(4)堤防その他の施設等の異常の有無
(5)水防作業の状況
(6)使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
(7)公用負担の種類及び数量
(8)応援の状況
(9)一般住民の出動状況
(10)警察の援助状況
(11)現地指導員の職氏名
(12)避難のための立ち退きの状況
(13)水防関係者の死傷
(14)殊勲者及びその功績
(15)今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

第８章 費用負担及び公用負担

第１節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第４１条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

また、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。ただし、その金額及び負担の方法は、双方協議のうえ決定する。

第２節 公用負担

１．水防法第２８条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

(1)必要な土地の一時使用
(2)土石、竹木その他の資材の使用及び収用
(3)車両その他の運搬用機器の使用
(4)工作物その他の障害物の処分

２．水防法第２８条第２項の規定により、公用負担の権限を行使した場合は次の証票を２通作成して、その１部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

公用負担証票

物件	数量	負担内容（使用・収用・処分等）	期間	備考

年　　月　　日

様

命令者　苓北町長　　印

第９章 水防資材の備蓄配備

水防倉庫及び備蓄資材機具配置状況は次のとおり。

地区名	保管場所	保管責任者	保有資機材			
			ガンヅメ	スコップ	ツルハシ	ホゲ
本部	役場	町長	―	―	―	―
坂瀬川地区（第１分団）	１班倉庫	班長	１０	5	3	１０
	２班倉庫	〃	１０	5	3	１０
	３班倉庫	〃	１０	5	3	１０
	４班倉庫	〃	１０	5	3	１０
志岐地区（第２分団）	１班倉庫	班長	１０	5	3	１０
	２班倉庫	〃	１０	5	3	１０
	３班倉庫	〃	１０	5	3	１０
	４班倉庫	〃	１０	5	3	１０
	５班倉庫	〃	１０	5	3	１０
富岡地区（第３分団）	１班倉庫	班長	１０	5	3	１０
	２班倉庫	〃	１０	5	3	１０
	３班倉庫	〃	１０	5	3	１０
	４班倉庫	〃	１０	5	3	１０
都呂々地区（第４分団）	１班倉庫	班長	１０	5	3	１０
	２班倉庫	〃	１０	5	3	１０
	３班倉庫	〃	１０	5	3	１０
合計			１６０	８０	４８	１６０
車両	積載車１７台					

※ その他必要に応じて土のう袋を配備

第１０章 水防標識及び信号

第１節 水防標識

１．水防法第１８条、第１９条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、次のとおりとする。

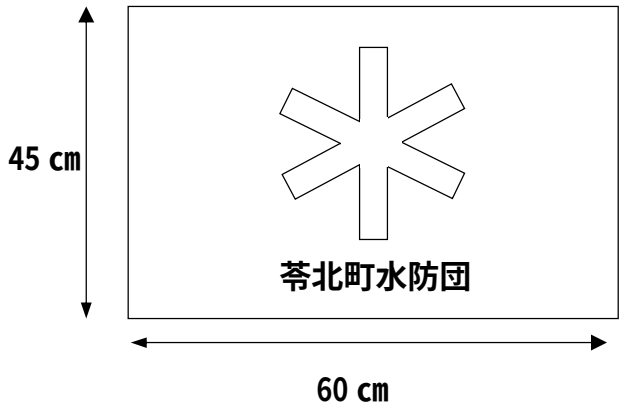

２．水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第２節 水防信号

水防法第２０条に規定する水防信号は次のとおりとする。

種　類	警 鐘 信 号	サイレン 信 号
（　第一信号　） 警戒信号	○休止　○休止　○休止	５秒　１５秒　５秒　１５秒 ○　休止　○　休止
（　第二信号　） 出動信号	○○○　○○○　○○○	５秒　６秒　５秒　６秒 ○　休止　○　休止
（　第三信号　） 協力信号	○○○○　○○○○　○○○○	１０秒　５秒　１０秒　５秒 ○　休止　○　休止
（　第四信号　） 避難信号	乱　打	１分　５秒　１分　５秒 ○　休止　○　休止

１「第一信号」 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
２「第二信号」 消防機関に属する全員の出動すべきことを知らせるもの。
３「第三信号」当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
４「第四信号」 区域内の居住民が避難することを知らせるもの。

〔備考〕１　信号は適宜の時間継続すること。
　　２　必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
　　３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。